

## 第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

**A-1** 次の記述は、無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の **A** を受けなければならない。  
 ② ①の規定による **A** がないのに **B** した者は1年以下の懲役又は **C** の罰金に処する。

	A	B	C
1	登録	送信空中線を設置	100万円以下
2	登録	無線局を開設し、又は運用	50万円以下
3	免許	無線局を開設し、又は運用	100万円以下
4	免許	送信空中線を設置	50万円以下

**A-2** 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。  
 (1) **A**  
 (2) **B**  
 (3) 呼出符号  
 (4) **C**  
 (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

	A	B	C
1	工事着手の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力
2	工事着手の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力及び実効輻射電力
3	工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
4	工事落成の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力及び実効輻射電力

**A-3** 次の記述は、無線局の免許人の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が **A** 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、**B** と認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B
1	識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他特に必要がある
2	識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある
3	電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要がある
4	電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある

**A-4** アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する記述として、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その無線局を廃止したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。  
 2 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。  
 3 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。  
 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A-5 次の記述は、周波数測定装置の備付けを要しない送信設備について述べたものである。電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の[A]を[B]パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものは、周波数測定装置の備付けを要しない。

A	B
1 周波数偏位	0.025
2 周波数偏位	0.05
3 特性周波数	0.025
4 特性周波数	0.05

A-6 次の記述は、無線設備の安全施設について述べたものである。電波法（第30条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、□ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 電磁環境に影響を与える
- 2 他の電気的設備の機能に障害を与える
- 3 他の無線設備の機能に重大な障害を与える
- 4 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り[A]によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起こり得る[B]によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B
1 電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
2 電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化
3 外囲の温度又は湿度の変化	気圧の変化
4 外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃

A-8 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 満足な指向特性が得られること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

A-9 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、[A]は、[B]に記載されたところによらなければならない。ただし、[C]については、この限りでない。

A	B	C
1 周波数及び空中線電力	無線局事項書及び工事設計書の写し	遭難通信
2 周波数及び空中線電力	免許状	非常の場合の無線通信
3 電波の型式及び周波数	免許状	遭難通信
4 電波の型式及び周波数	無線局事項書及び工事設計書の写し	非常の場合の無線通信

A-10 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、A 無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してそのBを漏らし、又はこれを窃用してはならない。  
② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、Cの罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる	存在若しくは内容	1年以下の懲役又は50万円以下
2 特定の相手方に対して行われる	内容	2年以下の懲役又は100万円以下
3 すべての相手方に対して行われる	存在若しくは内容	2年以下の懲役又は100万円以下
4 すべての相手方に対して行われる	内容	1年以下の懲役又は50万円以下

A-11 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条及び第258条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、A、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。  
② アマチュア局は、自局の発射する電波がBの運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

A	B
1 その発射する電波の周波数帯の中央の周波数が	他の無線局
2 その発射する電波の周波数帯の中央の周波数が	重要無線通信を行う無線局
3 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	他の無線局
4 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も	重要無線通信を行う無線局

A-12 一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、これを長時間行ってはならない。  
2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。  
3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。  
4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-13 欧文によるモールス無線通信において使用する「受信しました。」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 — · · —  
2 · — ·  
3 · · · · · — ·  
4 — — — — — · —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「そちらの信号の明りよう度は、非常に良いです。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 — — · — · — · — · — · —  
2 — — · — · · · — · · · ·  
3 — — · — · — · — · — · —  
4 — — · — · — · — · — · —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	BERLIN	—••• • •—•• •—• • • —•
2	COPENHAGEN	—•— —— •—• • —• ••• •— —•• •—
3	PARIS	•—•• •— •—• •• •••
4	ROME	•—•• —— —— •

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 47TYSNAE を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	—•— • ——•• • —— ——•— ••• —• •— ••
2	—•— • •—•— — ——•— ••• •— —• •
3	•••— ——•• • — —•— ••• •— —• ••
4	•••— ——•• • — —•— ••• —• •— •

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、□。

- 1 当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる
- 2 当該無線設備を使用する無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質を検査しなければならない
- 3 当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、空中線の撤去を命ずることができる
- 4 当該無線設備を使用する無線局の免許を取り消さなければならない

A-18 次の記述は、無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行うことができる処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、C 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数
2	3箇月	無線局の運用	周波数
3	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
4	6箇月	電波の発射	周波数

A-19 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は A 以内の期間を定めて B することができる。

	A	B
1	3箇月	その業務に従事することを停止
2	3箇月	違反に係る無線局の運用を停止
3	1箇月	違反に係る無線局の運用を停止
4	1箇月	その業務に従事することを停止

A-20 次の記述は、アマチュア局の無線設備の常置場所の変更について述べたものである。電波法施行規則（第43条）の規定に照らし、  
□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

移動するアマチュア局の免許人は、その局の **A** ときは、できる限り速やかに、その旨を文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に **B**。

- | A                    | B                 |
|----------------------|-------------------|
| 1 無線設備の常置場所を変更しようとする | 届け出なければならない       |
| 2 無線設備の常置場所を変更しようとする | 届け出て検査を受けなければならない |
| 3 無線設備の常置場所を変更した     | 届け出て検査を受けなければならない |
| 4 無線設備の常置場所を変更した     | 届け出なければならない       |

A-21 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 減幅電波の発射は、すべての局に対して禁止する。
- 2 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式として、特に振幅変調方式においては、単側波帶技術を使用しなければならない。
- 3 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 4 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。

A-22 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、**A** 伝送、**B** 信号の伝送、**C** 又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。

- | A       | B    | C    |
|---------|------|------|
| 1 不要な   | 過剰な  | 虚偽の  |
| 2 不要な   | 不正確な | 不明瞭な |
| 3 暗語による | 過剰な  | 不明瞭な |
| 4 暗語による | 不正確な | 虚偽の  |

A-23 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、**A** ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、**B** を守ることを要する。

- | A            | B       |
|--------------|---------|
| 1 設置し、又は運用する | 無線通信の規律 |
| 2 無線設備を所有する  | 電気通信の秘密 |
| 3 無線設備を所有する  | 無線通信の規律 |
| 4 設置し、又は運用する | 電気通信の秘密 |

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局を運用するための免許を得ようとする者にモールス信号によって文を **A** する能力を実証すべきかどうか判断する。

② アマチュア局の最大電力は、**B** が定める。

③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の **C** は、アマチュア局に適用する。

A	B	C
1 送信及び受信	国際電気通信連合	技術特性の規定
2 送信及び受信	関係主管庁	すべての一般規定
3 送信	国際電気通信連合	すべての一般規定
4 送信	関係主管庁	技術特性の規定

**B-1** アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の免許を申請しようとするときにその申請書に添付する書類に記載する事項として、無線局免許手続規則（第15条）の規定により記載を省略することができるものを**1**、省略することができないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局の目的  
 イ 開設を必要とする理由  
 ウ 運用開始の予定期日  
 エ 無線設備の工事設計  
 オ 通信事項

**B-2** 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 「占有周波数帯幅」とは、その上限の **ア** ふく 輻射され、及びその下限の **イ** ふく 輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の **ウ** ふく に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

② 「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な **エ** 情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の **オ** をいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等受信装置の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

- 1 周波数帯を超えて 2 周波数帯において 3 0.5パーセント 4 速度及び質で 5 最大値  
6 周波数を超えて 7 周波数未満において 8 0.05パーセント 9 量の 10 最小値

**B-3** 次に掲げるQ符号及び意義の組合せについて、無線局運用規則（第13条及び別表第2号）の規定に照らし、Q符号とその意義が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア	QRH 送信を中止してください。
イ	QR L こちらは、通信中です。妨害しないでください。
ウ	QR P 送信機の電力を減少してください。
エ	QR V こちらは、そちらへ伝送するものはありません。
オ	QS Y 他の周波数に変更して伝送してください。

**B-4** 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア FOXTROT	• • - • - - - - - - - - - -
イ JULIETT	• - - - - • • - • - - - -
ウ OSCAR	- - - - • • • - - - • - - -
エ WHISKEY	• - - - • • • • - • - - - - -
オ YANKEE	- • - - • - - • - - - • - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する **ア** が **イ** に **ウ** 障害を与えるときは、その設備の **エ** 又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを **オ** ことができる。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 電波又は高周波電流 | 2 高周波電流           |
| 3 命する       | 4 勧告する            |
| 5 他の無線設備の機能 | 6 重要無線通信を行う無線局の運用 |
| 7 繼続的かつ重大な  | 8 著しい             |
| 9 利用者       | 10 所有者            |

B-6 次の記述は、有害な混信の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の **ア** の運用を **イ** し、又は **ウ** に従って行う **エ** の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを **オ** し、若しくは **イ** する混信をいう。

- |          |      |             |        |           |
|----------|------|-------------|--------|-----------|
| 1 電気通信業務 | 2 制限 | 3 その属する国の法令 | 4 安全業務 | 5 反覆的に中断  |
| 6 無線通信業務 | 7 妨害 | 8 無線通信規則    | 9 特別業務 | 10 一時的に中断 |